一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県牧之原市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年一月二十四日
　農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　川根本町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四十四号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。
　平成二十九年一月二十四日
　国土交通大臣　石井　啓一
一　平成二十一年国土交通省告示第三百三十五号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地
　愛知県豊田市足助町
　狭石　三〇番一〇　一号から三号まで
二　平成二十一年国土交通省告示第三百三十五号で指定した土地のうち、次に掲げる土地
　愛知県豊田市足助町
　成瀬　一番二
　二番

○国土交通省告示第四十五号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年一月二十四日
　国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　巴川第二十八支川及び狭石沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第三百三十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
　愛知県豊田市足助町
　狭石　四番五　一号
　五番　二号及び三号
　四番一　四号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十八号までを順次結んだ線及び標柱五号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第三百三十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
　愛知県豊田市足助町
　成瀬　三二番二　五号及び六号
　一番二　七号から十一号まで
　三三番四　十六号から十八号まで
　釣シ崩　五番一　十二号
　一六番　十三号
　狭石　五番　十四号
　二番七　十五号
　八　次に掲げる土地
　愛知県豊田市足助町
　成瀬　三三番一二及び三三番一三
　狭石　二番七

○国土交通省告示第四十六号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年一月二十四日
　国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　クルミ坂川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
　兵庫県佐用郡佐用町下石井
　字谷　一九三九番三
　字小谷　一九四〇番二
　字大トウ　一九四三番二
　字グルミ坂　一九四四番二及び一九四四番三
　一九四六番二
　一九四七番二及び一九四七番三
　一九四八番二
　一九四九番
　一九五〇番二
　一九六二番四
　一九六七番三及び一九六七番四
　一九六八番二
　一九六九番二
　一九五一番二
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大滝川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　兵庫県美方郡香美町小代区神水　一号
　六一八番　二号
　六一〇番　三号
　字大滝　一〇四三番一　四号
　一〇四二番　五号及び七号
　一〇四〇番　六号
　一〇四一番　八号及び九号
　一〇三九番　十号から十三号まで
　一〇三八番一　三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　音羽谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第百九十九号で指定した土地の区域及び篠山市味間南字音羽ノ谷一番四、一番五を除く。）
　兵庫県篠山市味間新　四七番　一号から五号まで
　字音羽　四七番　一号から五号まで
　兵庫県篠山市味間南　六号及び三十四号から四十二号まで
　字音羽ノ谷　一番一　七号から二十一号まで
　一番二　二十二号から三十三号まで
　一番三
　字井根山　一九番　四十三号及び四十四号
　一八番　四十五号
　四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　倉崎川右支渓
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地（昭和六十二年建設省告示第六百六十八号で指定した同号十二に掲げる土地の区域を除く。）
　兵庫県丹波市市島町上竹田
　字倉崎　一五一番一
　一五一七番二
　字大谷　四二六五番三
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　兵庫県丹波市市島町上竹田
　字倉崎　一五一番　一号及び二号
　一五一五番　三号
　地先河川敷
　五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　深谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地（平成十五年国土交通省告示第二百二十二号で指定した土地の区域を除く。）
　兵庫県丹波市市島町上竹田
　字山根　七九番三
　八一番二及び八一番三
　字柳谷　四〇七二番八から四〇七二番一〇まで